

## 第3章

# やさしさにあふれ生きがいの持てる まちづくり

---

# 施策 1

## 安心して子どもを産み 育てられる環境を整える



### 前期基本計画の取組

- 保育所入所希望者が入所できるように、保育施設の増設や増床などを行い、利用定員を増やしました。
- 増加傾向にある学童保育所の利用ニーズに対応するため、平成30年度には、本米崎地内及び竹ノ内地内に、令和4年度には菅谷地内に各1か所の民間学童保育所を開設し、公立保育所においても定員数を増やして、受入れ強化を図りました。
- 地域子育て支援センターにおいて、子ども同士・親同士が互いに触れ合える遊びの場を提供し、情報交換や仲間づくりの支援、育児相談に努めました。不用になった子ども服などを必要な方に使用してもらい、資源の有効利用にも努めながら子育て支援をしました。
- 児童虐待や家族関係、子どもの養育に関する悩みなどの相談に対応してきた家庭児童相談室の機能を強化し、子どもの権利擁護の最前線として、全ての子どもとその家族、妊産婦などを対象とし、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う「市子ども家庭総合支援拠点」を令和4年度に開設しました。
- こども発達相談センターにおいて、心身の発達に遅れ又はその疑いのある子どもとその保護者に対し、発達を促し保護者の育児不安を軽減するため、療育指導及び相談による支援を行いました。
- 妊娠期から子育て期を一体的に支援するため、令和2年から子育て世代包括支援センターを設置し、子育てコンシェルジュ\*及び母子保健コーディネーター\*を配置しました。
- 小児の医療福祉費支給制度（マル福）\*については、入院及び外来に掛かる医療費についても高校生世代まで対象を拡大しました。
- 保育所や認定こども園などの保育料については、令和元年10月から3歳児以降国の制度により無料となりました。また、令和3年4月から0～2歳児の保育料を見直しました。

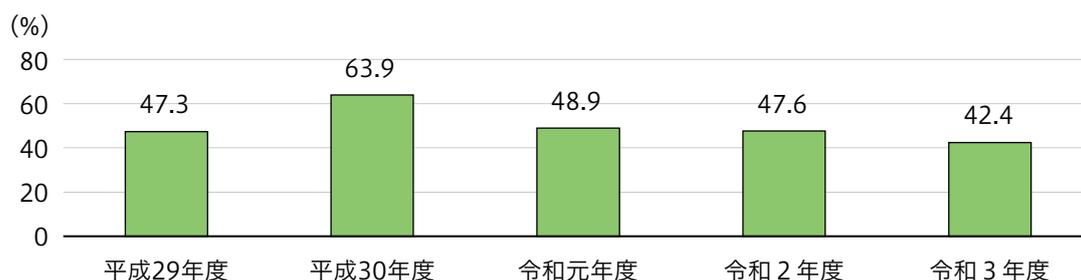
### 現状

- 0歳から14歳までの住民基本台帳に基づく人口は、平成29年の6,758人から令和3年には6,315人となり、少子化が進行しています。
- 子どもを産み育てたいと望む夫婦に対し、治療費や検査費の一部を助成し、経済的負担の軽減に努めています。
- 妊娠届出の際全ての妊婦と面談を行い実情を把握するほか、不安を抱える対象については必要に応じて支援プランを作成し、関係機関と連携のもと支援を行っています。
- 妊産婦の健康管理に必要な健康診査を適切に受診できるよう費用助成を行っています。
- 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの相談に応じています。
- 平成28年度以降、待機児童が毎年発生していましたが、令和3年度以降は解消されています。
- 全ての公立学童保育所において、小学6年生までの受入れを行っています。

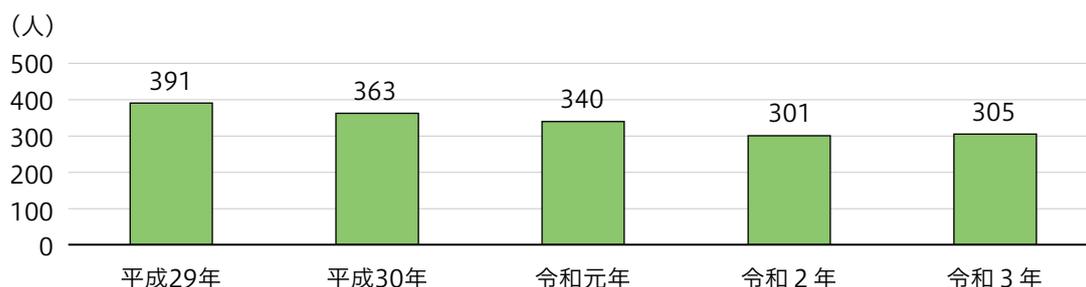
## 課題

- 子どもを産み育てたいと望む夫婦が安心して子どもを産めるように、支援制度の充実を図ることが必要です。
- 保護者のニーズに対応した利用しやすい保育サービスを提供することが求められています。
- 希望する月に保育所に入所できるよう、保育士の確保、施設や環境の充実を図っていく必要があります。
- 学童保育の利用ニーズに対応できるように、支援員の確保や施設の充実を図る必要があります。
- 市立ひまわり幼稚園については、3歳児保育の実施や預かり保育の拡充など、保護者のニーズに対応していく必要があります。また、将来的な認定こども園化については、今後の保育需要の動向を踏まえて検討する必要があります。
- 子どもや子育てに関する包括的支援体制の充実を図っていく必要があります。
- 少子化や核家族化により地域のつながりが希薄になる中、孤立や育児不安の解消など、時代の変化に応じた支援が必要です。

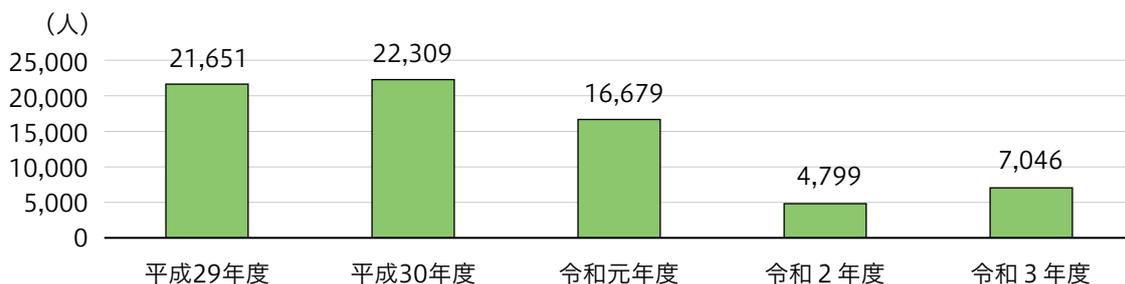
### 安心して子どもを育てられていると感じている市民の割合



### 年間出生数



## 地域子育て支援センター利用者数（延べ）



## 施策の目的と成果指標

**対象** 子育て世帯

**意図** 安心して子どもを産み育てられる環境をつくる

成果指標	現状値	中間目標値	目標値
安心して子どもを育てられていると感じている市民の割合	42.4% (令和3年度)	54.0% (令和7年度)	60.0% (令和9年度)
年間出生数	305人 (令和3年)	310人 (令和7年)	310人 (令和9年)
地域子育て支援センター利用者数	7,046人 (令和3年度)	14,500人 (令和7年度)	14,500人 (令和9年度)

## 基本事業と方針、主な現事務事業

## 基本事業1 妊産婦支援の充実

## 方針

- 不育治療費用の一部を助成し、不育治療を行う夫婦の経済的負担の軽減を図ります。
- 妊娠中の健康管理のため、妊婦健診の重要性を周知して受診を促し、安心して出産ができるよう支援します。
- 妊娠届出の際全ての妊婦と面談を行い実情を把握し、関係機関と連携して産前及び産後の支援を実施します。

## 主な現事務事業

- ・ 妊活医療費助成事業
- ・ 母子健康診査・健康相談事業
- ・ 医療福祉扶助事業

## 基本事業 2 子育てと就労の両立支援

### 方針

- 利用者ニーズに合わせた保育施設などの拡充や整備に努めます。
- 就労形態の多様化に対応するため、保育サービスの充実を図るとともに、保育士の確保に努め、潜在的待機児童の解消及び質の高い保育を目指します。
- 学童保育のニーズに対応するため、民間委託を含め民間学童保育事業者と連携を強化します。
- 就労する保護者を支援するため、学童保育所において安心・安全な保育を実施し、児童の健全育成を図ります。
- 保護者のニーズに対応するため、市立ひまわり幼稚園で預かり保育を実施します。
- ひとり親家庭の父親又は母親に対して就労支援を行い、生活の安定と自立を促します。

### 主な現事務事業

- ・菅谷保育所運営事業
- ・子育てのための施設等利用給付事業
- ・病児保育事業
- ・母子・父子自立支援事業

#### 那珂ビジョン(支援)

- ・民間保育所等整備事業
- ・民間保育所等児童入所事業
- ・民間保育所等支援事業
- ・保育士就労支援事業
- ・学童保育事業

## 基本事業 3 子育て支援体制の充実

### 方針

- 親子同士のふれあいや子育てに関する情報交換、育児不安の相談の場として地域子育て支援センターの事業を充実し、利用促進を図ります。
- 子どもが発熱などの急な病気になった場合に、子どもを預けられる病児・病後児保育を行います。
- 集団での保育が可能な障がい児や医療的ケア児\*の保育を実施します。
- 妊娠期から子育て期にわたり、関係機関が連携して切れ目のない支援を行う包括的支援体制の充実を図ります。
- こども発達相談センターを効果的に活用し、心身の発達に遅れ、又はその疑いのある子どもの相談又は療育体制の充実を図ります。
- こども発達相談センターの相談支援業務の体制を強化するため、ICT\*導入を検討します。
- 会員互助制度であるファミリーサポートセンター\*の活動を通して、変化する環境などに順応し、子育て家庭への様々な支援を行えるよう、関係機関と連携して対応します。
- 児童虐待や家族関係、子どもの養育に関する悩みなどの相談に応じ、関係機関と連携して対応します。
- 市立ひまわり幼稚園のセンター的機能を生かし、保護者や地域の人に幼稚園施設を開放し、保護者同士や地域の人の交流の場を提供します。

### 主な現事務事業

- ・子育て支援センター事業
- ・病児保育補助事業
- ・民間保育所等支援事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・こども発達相談センター運営事業
- ・ファミリーサポートセンター事業
- ・子育て短期支援事業
- ・子ども家庭総合支援拠点運営事業

#### 那珂ビジョン(支援)

- ・子育て世代包括支援センター事業

- 市立ひまわり幼稚園における3歳児保育の導入や預かり保育の拡充について、検討を進めます。
- 市立ひまわり幼稚園の認定こども園化については、市内における保育需要の高まりや待機児童の状況などを把握し、検討します。

## 基本事業4 子育ての経済的負担の軽減

### 方針

- 中学3年生までの児童及び生徒を対象に児童手当を支給します。
- 高校3年生までの児童及び生徒を対象に医療費の一部又は全部を支給します。
- 病気や事故により父親又は母親を失った遺児などに対して学資金を支給します。
- 要保護又は準要保護世帯に対して学用品や給食費などの一部を支給します。
- 2人以上の子どもを養育する多子世帯に対し、保育料の軽減を図ります。
- ひとり親家庭に対し、保育料の軽減を図ります。
- 幼児教育・保育施設を利用する3～5歳児クラス及び0～2歳児クラスの住民税非課税世帯に対し保育料を無償にします。
- 児童扶養手当の支給、各種貸付制度や給付の紹介などを通して、ひとり親家庭が安定した生活を送れるよう支援します。

### 主な現事務事業

- ・児童手当支給事業
- ・遺児等学資金支給事業
- ・医療福祉扶助事業
- ・就学奨励事業
- ・児童扶養手当支給事業
- ・未熟児養育医療給付事業
- ・民間保育所等児童入所事業
- ・子育てのための施設等利用給付事業

## 関連する市の計画

第2期市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）



地域子育て支援センターつばみにおける各種イベント

## 施策 2

# 高齢者がいきいきと暮らせる環境を整える



### 前期基本計画の取組

- 高齢者宅を訪問する機会が多い事業所と「要援護者等の見守り活動協力に関する協定」を締結し、高齢者、要介護者などが安心して暮らせる地域づくりを進めました。
- 地域包括支援センター\*で介護予防講座を開催するなど、高齢者が要支援又は要介護状態にならないよう取り組みました。
- 高齢者が抱える健康課題に対し、きめ細やかな支援を行うため、生活習慣病やフレイル\*予防などの保健事業と介護予防を一体的に実施しました。
- 高齢者ボランティアを育成するとともに、ふれあい・いきいきサロン\*、高齢者クラブ及び市シルバー人材センターへの活動支援を行い、高齢者の生きがいがいづくりに取り組みました。
- 地域包括支援センターを中心に、高齢者が気軽に相談しやすい環境を整え、虐待などの困難ケースへの対応や権利擁護などの総合相談業務に取り組みました。

### 現 状

- 令和4年4月現在、本市の高齢化率は32.3%で年々伸びており、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加傾向にあります。今後、団塊の世代が後期高齢者となる時期となることから、さらに高齢化が進むことが見込まれています。
- 要援護者などの見守り活動協力に関する協定を、令和4年3月末時点で30事業所と締結しており、協力事業所を拡大し見守り体制の強化に努めています。
- 要介護認定率(要介護認定者数を第1号被保険者数で除した率)は、全国平均を下回っていますが、介護給付費は増加傾向にあります。
- 関係機関と連携し、要介護状態にならないよう介護予防や生きがいがいづくりに取り組んでいます。
- 介護保険制度の改正により、平成29年4月から、介護予防・日常生活支援総合事業に取り組むとともに、「介護予防・生活支援サービス推進協議会」を設置して、サービス拡充についての協議を行っています。また、令和2年度からは通院などの付き添い支援や移送前後の生活支援を行い、高齢者が外出しやすい環境づくりを支援しています。
- 平成30年4月から「認知症初期集中支援チーム」を設置し、増加している認知症高齢者に対するケア体制の充実を図っています。

## 課題

- 住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、高齢者一人ひとりに合った保健、医療、介護、福祉などの各種サービスを一体的に提供する必要があります。
- 介護者の高齢化により、いわゆる老老介護が増える傾向にあるため、介護者に対する精神的又は身体的負担の軽減を図りながら、居宅での介護サービスが提供できるような体制づくりに取り組む必要があります。
- 介護予防施策や生きがいづくりを推進し、高齢者が地域で自立した日常生活を送れるよう支援する必要があります。
- 地域包括ケアシステム\*の拡充に向け、介護予防・生活支援サービス推進協議会において体制の整備を図るとともに、在宅医療・介護連携、認知症対策推進委員会から寄せられた意見などを踏まえ、多職種による事業の円滑な推進を図る必要があります。

### 生きがいを持っていると答えた高齢者の割合



### 施策の目的と成果指標

**対象** 高齢者

**意図** 自立していきいきと地域で暮らせる

成果指標	現状値 (令和3年度)	中間目標値 (令和7年度)	目標値 (令和9年度)
生きがいを持っていると答えた高齢者の割合	85.0%	90.0%	92.0%



シルバーリハビリ体操

## 基本事業と方針、主な現事務事業

### 基本事業1 地域包括ケアシステムの充実

#### 方針

- 地域包括支援センター\*の機能拡充を図り、高齢者のニーズや状態の変化に応じた地域包括ケアシステム\*の充実に努めます。
- 地域の実情に応じて、地域住民やボランティア団体などの様々な主体が参画し、多様な生活支援サービスを充実することにより、地域で支え合う体制の整備に取り組みます。
- 高齢者自身が自立した日常生活を送れるよう健康増進や介護予防の意識を持ち、要支援又は要介護状態にならないために、引き続き保健事業と介護予防の一体的な実施を図り、介護予防講座などの学習機会の充実に努めます。
- 高齢者が医療や介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるように、医療と介護の連携体制の構築に取り組みます。
- 地域においてそれぞれのニーズに合った住まいを確保するため、加齢対応構造を備えた市営住宅及びサービス付き高齢者向け住宅などの整備について、県と連携します。また、養護老人ホームや軽費老人ホームについても、関係機関と連携し、入所希望者の把握や円滑な入所が図れるように努めます。

#### 主な現事務事業

- ・在宅医療・介護連携推進事業
- ・一般介護予防事業
- ・配食サービス事業
- ・ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業

#### 那珂ビジョン(支援)

- ・包括的支援事業
- ・生活支援体制整備事業
- ・介護予防・生活支援サービス事業

### 基本事業2 介護保険制度の円滑な運営

#### 方針

- 介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、適正な要支援又は要介護認定を行うことに加え、介護サービス事業所などとの連携により、利用者が真に必要とするサービスの確保や、介護サービス量と質の確保に努めます。
- 介護保険制度や、介護保険料についての理解を深めるための取組を進めることで、制度の円滑な運営を図ります。

#### 主な現事務事業

- ・介護サービス給付事業
- ・趣旨普及事業

## 基本事業3 認知症対策の充実

## 方針

- 認知症の人と地域での関わりが多いとされる職域や児童又は学生の認知症に関する理解促進のため、地域包括支援センター\*と連携しながら、認知症サポーター\*を養成し認知症にやさしいまちづくりに取り組みます。
- 認知症の人ができる限り住み慣れた地域で暮らし続け、また、その家族が安心できるように、「認知症ケアパス\*」の普及啓発に努めます。
- 認知症の人やその家族の支援を行う「チームオレンジ」の立ち上げに向けた準備を進めます。

## 主な現事務事業

- ・ 認知症初期集中支援推進事業
- ・ 認知症地域支援・ケア向上事業
- ・ 徘徊高齢者家族支援サービス事業

## 基本事業4 生きがいづくりの支援

## 方針

- 健康でいきいきと地域生活が送れるように、市社会福祉協議会と連携し高齢者のニーズに合わせた活動機会の提供を図ります。
- 社会参加や仲間づくりなどを通して、生きがいを持って生活できるように、高齢者クラブや市シルバー人材センターの活動を支援します。また、ふれあい・いきいきサロン\*においてシルバーリハビリ体操指導士会と連携し、介護予防及びリハビリの知識や体操の普及促進を図ります。

## 主な現事務事業

- ・ 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業
- ・ 団体補助事業（高齢者クラブ、市シルバー人材センター）

## 基本事業5 権利擁護の推進

## 方針

- 成年後見制度については、地域包括支援センターと連携して相談業務を行い、制度の活用を支援します。また、いばらき県央地域連携中枢都市圏\*の構成市町村と連携し、ネットワークの構築、制度の普及啓発、必要な人材の育成などに努めます。
- 消費者被害や高齢者虐待などの防止に向け、地域包括支援センターや関係機関と連携し、相談体制の充実に努めます。

## 主な現事務事業

- ・ 成年後見制度利用支援事業
- ・ 高齢者の権利擁護に係る相談支援対応業務

## 関連する市の計画

市高齢者保健福祉計画（令和3年度～令和5年度）

## 施策 3

# 障がい者が地域社会で 安心して暮らせる 環境を整える



### 前期基本計画の取組

- 障がい者に対する相談及び支援の充実を図り、必要なサービスの提供に努めました。
- 障害者総合支援法に基づき、各種障害福祉サービスや地域生活支援などの事業を実施し、住み慣れた地域で生活できるよう努めました。
- 障がい者の生活を地域で支援する意識を高めるため、障がいに対する理解を深めるとともに、NPO法人やボランティア団体などの活動をサポートし、地域全体で支援する体制づくりに取り組みました。
- 障がい者及び養護者の経済的及び精神的負担軽減に努めました。
- 障がい者の権利擁護のため、他市町村と連携し、成年後見制度の周知や利用促進、市民後見人の養成や活動支援に取り組みました。
- 虐待の早期発見、虐待を受けた方への迅速及び適切な保護や支援を障害者虐待防止センターを中心に実施するとともに、虐待防止に関する普及啓発に努めました。
- 障がいによる差別のない社会を実現するため、障がい者差別解消相談室を中心として、市はもとより、広く地域にも働きかけ普及啓発に努めました。
- 障がい者の社会参加を促進するため、市役所庁舎内で障がい者が作製した物品の販売会を定期的で開催するなど、障がい者の活動を支援しました。
- 障がい者の重度化又は高齢化や親亡き後を見据えた、居住支援のための機能を備えた地域生活支援拠点を開始しました。
- 市障がい者プランを見直し、障がい者支援施策を改善しつつ推進しました。

### 現 状

- 本市の人口は年々減少しているにもかかわらず、令和3年度末で、身体障がい者が1,607人、知的障がい者が510人、精神障がい者が417人となっており、知的障がい者と精神障がい者が増加傾向にあります。また、障がい者全体として高齢化に加え重度化が進んでいます。
- 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの受給者数は、令和3年度末で、在宅のサービスである介護給付費が226人、入所又は通所により自立を促すための訓練など給付費が230人となっています。
- 特別障害者手当などの受給者数は、令和3年度末で91人に増加しましたが、在宅心身障害者（児）福祉手当の受給者数は197人、重度心身障害者医療福祉費（マル福）の受給者証は1,061人に交付されており、いずれも減少しています。
- 障がい者の権利や尊厳を守るための成年後見制度の周知や利用促進、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供が努力義務となったことを受け、障がい者を理解する研修会の開催や広報啓発などの実施、障がい者差別解消の推進を図っています。
- 障がい者の工賃向上、社会参加の拡充などを図るため、障害者優先調達推進法に基づく優先調達に取り組んでいます。

## 課題

- 障がい者が地域社会の一員として自立した生活が送れるように、関係機関による支援体制の充実を図り、一人ひとりに応じた適切な障害福祉サービスの提供と支援を行う必要があります。
- 障がい者及び家族の精神的な負担の軽減や家庭福祉の増進を図ることを目的として、医療費など障がい者の経済的な負担の軽減を図る必要があります。
- 市民、社会福祉法人、NPO法人及びボランティア団体への活動支援や連携が必要となっています。
- 障がい者の権利や尊厳を守るため、成年後見制度の利用促進を図る必要があります。
- 障がいの有無にかかわらず、障がいや障がい者への理解などを深める必要があります。
- 差別解消や合理的配慮など、障がい者の精神的な負担軽減や物理的障害の軽減を図る必要があります。

### 障がい者理解が深まっていると思う市民の割合



### 障がいのある方が住みやすいと思う市民の割合



## 施策の目的と成果指標

**対象** 障がい者、市民

**意図** 市民が障がいについて理解を深め、障がい者が安心して地域で暮らせる

成果指標	現状値 (令和3年度)	中間目標値 (令和7年度)	目標値 (令和9年度)
障がい者理解が深まっていると思う市民の割合	23.2%	27.0%	29.0%
障がいのある方が住みやすいと思う市民の割合	41.9%	46.0%	48.0%

## 基本事業と方針、主な現事務事業

### 基本事業1 地域生活における支援の充実

#### 方針

- 障がい者が地域社会の一員として自立した生活が送れるように、地域自立支援協議会を中心とする関係機関の横断的な支援体制の充実を図るとともに、一人ひとりに応じた適切な障害福祉サービスの提供と支援を行います。
- 障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス給付や地域生活支援などの事業を実施し、障がい者が住み慣れた地域で生活できるよう関係機関が連携し、柔軟なサービス提供体制の確保に努めます。
- 障がい者の生活を地域で支援する意識を高めるため、障がいに対する市民の理解を深めるとともに、NPOやボランティア団体などの活動を支援し、地域全体で障がい者を支える体制づくりを進めます。
- 各種福祉手当や医療費などの助成を行い、障がい者及び介護者の経済的負担の軽減に努めます。

#### 主な現事務事業

- ・障害福祉サービス給付事業（介護給付費など）
- ・地域生活支援事業（相談支援事業など）
- ・医療福祉扶助事業（重度心身障がい者）
- ・在宅心身障害者（児）福祉手当支給事業
- ・特別障害者手当支給事業

### 基本事業2 権利擁護の推進

#### 方針

- 障がい者の権利擁護のため、いばらき県央地域連携中枢都市圏\*の取組の中で、成年後見制度の利用促進と市民後見人の養成や活動支援に取り組みます。
- 障がい者への虐待を早期に発見し、障害者虐待防止センターが中心となり迅速及び適切な保護や支援などを行うとともに、虐待防止に関する普及啓発に努めます。

#### 主な現事務事業

- ・地域生活支援事業（成年後見制度支援）
- ・障害者虐待防止対策事業

- 障がい者を理由とした差別のない社会を実現するため、障がい者差別解消相談室の業務を周知することに加え、障がい者に対する不当な差別的取扱いの禁止や、社会的障壁\*を取り除くために必要かつ合理的な配慮の提供について、市はもとより、広く地域にも働きかけを行います。

#### 那珂ビジョン(支援)

- ・ 障害者差別解消推進事業

### 基本事業3 | 社会参加への支援の充実

#### 方針

- 市で行われる文化活動、スポーツ教室及びレクリエーション活動のバリアフリー\*化と障がい者への周知を促進し、障がい者が各種活動に参加できるような機会の充実に努めます。
- 就労を通して社会参加を促すため、ハローワークなどの関係機関と情報の共有を図り、支援体制の充実に努めます。
- 障害者優先調達推進法に基づき、物品などの調達を更に進めるとともに、市役所庁舎内における定期物品販売会の開催、仕事のマッチング機会の提供など、障がい者の工賃向上や経済的自立につながる取組を進めます。

#### 主な現事務事業

- ・ 障害福祉サービス給付事業（訓練等給付費など）
- ・ 地域生活支援事業（就労支援事業など）
- ・ 団体補助事業（市身体障害者の会、市障がい児者親の会、市手をつなぐ育成会）

### 関連する市の計画

市障がい者プラン（平成30年度～令和5年度）

## 施策 4

# 家庭や地域で支え合う 福祉環境を整える



### 前期基本計画の取組

- 地域福祉を推進するため、市社会福祉協議会や市連合民生委員・児童委員協議会などの各種団体の活動を支援しました。
- バリアフリー\*・ユニバーサルデザイン\*化を推進するため、障がい者から見た公共施設の不便などを調査するとともに、障がい者への合理的配慮を提供する民間企業などへの補助を実施しました。
- 福祉総合相談を実施するため「ふくし相談センター\*」を設置し、生活困窮者などが困窮状態から脱却できるよう支援及び施策を展開するとともに、包括的及び継続的な支援を実施しました。
- 一人暮らし高齢者の台帳を作成し、見守りのため定期的な訪問を実施しました。

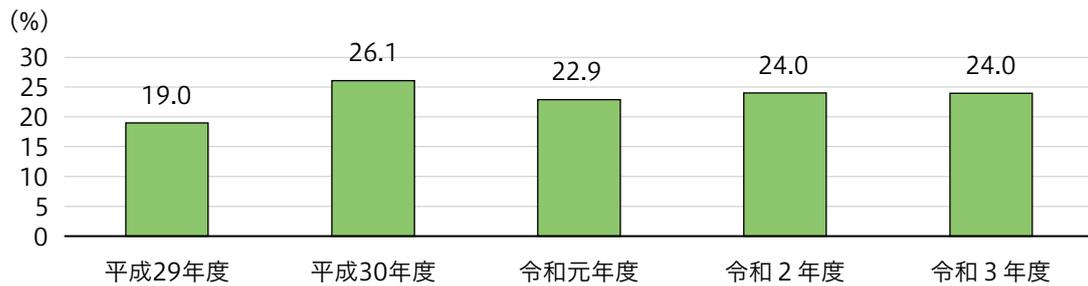
### 現 状

- 少子高齢化、核家族化、生活様式の多様化など社会情勢の変化により、地域や家庭における支え合いの基盤が弱まっています。
- 民生委員・児童委員については、活動内容の多様化や煩雑化により、委員の負担が増加しています。
- 公共施設における障がい者への合理的配慮の推進を図っています。
- ふくし相談センターでは、関係機関と連携し多種多様化した福祉課題に対する支援の実施に努めています。
- 一人暮らし高齢者、育児などの課題を抱えた方を、地域や関係機関のネットワークで見守る施策を推進しています。
- 生活困窮者に対する支援を強化し、早期脱却の支援に努めています。

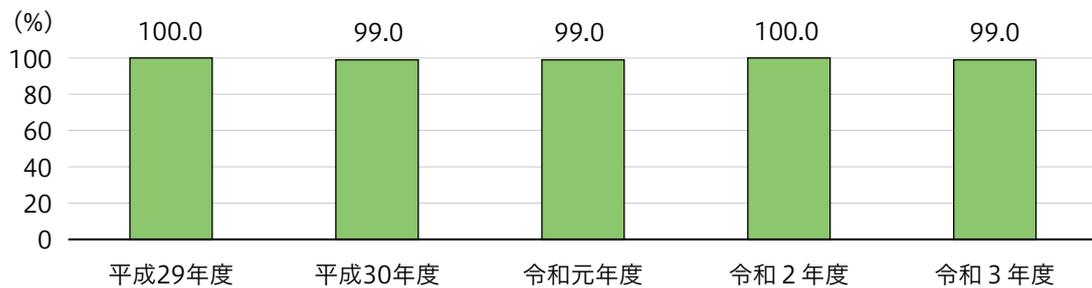
### 課 題

- 福祉課題を抱える方の把握そのものが困難であり、支援を必要としている人と支援者をつなげる仕組み作りが必要となっています。
- 遺族会など各団体の構成員が高齢化しており、今後団体活動に支障を来す可能性があります。
- 地域共生社会の実現を目指すためにも、人と人とのつながりの再構築が必要です。
- 法令や部署にとらわれず、包括的及び継続的支援を行うことが必要です。
- 民生委員・児童委員のなり手不足が、顕著に表れてきているため、引き続き必要性をPRしていく必要があります。
- 地域福祉を推進するに当たり、支援を必要とする人の抱える問題は多岐にわたることから、関係機関や各種団体との連携強化や協働の体制作りが必要となっています。

### 福祉環境に不安を感じない市民の割合



### 民生委員・児童委員の充足率



## 施策の目的と成果指標

**対象** 市民（市民、市民活動団体）

**意図** 安心して暮らしていける地域社会をつくる

成果指標	現状値 (令和3年度)	中間目標値 (令和7年度)	目標値 (令和9年度)
福祉環境に不安を感じない市民の割合	24.0%	28.0%	30.0%
民生委員・児童委員の充足率	99.0%	100.0%	100.0%



公共施設の環境改善現地調査

## 基本事業と方針、主な現事務事業

### 基本事業1 地域で支え合う環境の充実

#### 方針

- 地域福祉推進の中核的役割を担う市社会福祉協議会や市連合民生委員・児童委員協議会、ボランティア団体などの活動を支援します。
- 身近な地域で交流や助け合いができるように、市民の地域福祉に関する意識の高揚を図ります。
- 関係機関との連携を強化し、地域における見守り体制作りに努めます。
- 福祉やボランティアに関する啓発活動を行います。
- 福祉課題を抱える方を把握し、複合的な課題を抱えた世帯を支援するため、重層的支援体制を整備します。
- 公共施設や道路などのバリアフリー\*・ユニバーサルデザイン\*化を推進します。
- 民生委員・児童委員のなり手不足解消に向けて取り組みます。

#### 主な現事務事業

- ・ 団体補助事業（市連合民生委員児童委員協議会、市社会福祉協議会、市ボランティア連絡協議会）
- ・ 地域福祉計画推進委員会設置事業

#### 那珂ビジョン(支援)

- ・ 包括的支援体制整備事業

### 基本事業2 生活援護の充実

#### 方針

- ふくし相談センター\*の機能充実を図るとともに、相談者の利便性を高めるため、福祉系相談窓口の一本化などについて関係機関と協議を進めます。
- 様々な福祉課題に対応するため、生活困窮、子育て、介護などについて、多機関が協働して支援の充実に努めます。
- 生活保護法に基づき、生活保護費の適正な認定と支給に努めます。
- 市営住宅を適正に管理運営し、安心して生活できる居住の場を提供します。

#### 主な現事務事業

- ・ 生活保護扶助事業
- ・ 市営住宅管理事業

#### 那珂ビジョン(支援)

- ・ 包括的支援体制整備事業
- ・ 生活困窮者自立支援事業

## 関連する市の計画

第3次市地域福祉計画（令和元年度～令和5年度）

市営住宅長寿命化計画（平成29年度～令和8年度）

# 施策 5

## 適切な医療が受けられる 環境の充実を図る



### 前期基本計画の取組

- 休日診療及び小児科休日診療を実施している医療機関に対して、医師などの充実により継続して実施する協力を求めました。
- 「茨城県央地域定住自立圏\*の形成に関する協定」に基づき、構成市町村と連携することにより、広域的に初期救急医療体制の確保を図りました。
- 水戸保健医療圏及び常陸太田・ひたちなか保健医療圏の救急医療二次病院に運営費の一部補助を行い、休日夜間の重症救急患者の受入医療機関を確保しました。
- 自らの健康管理における「かかりつけ医」の重要性について、啓発に努めました。
- 国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の周知に努めました。
- 国民健康保険税の賦課方法の見直しを実施するとともに、財政の健全化を図るため、国民健康保険税などの収納率の向上及び保険給付の適正化に努めました。
- 医療費に対する認識を深める取組を行い、医療費の適正化に努めました。

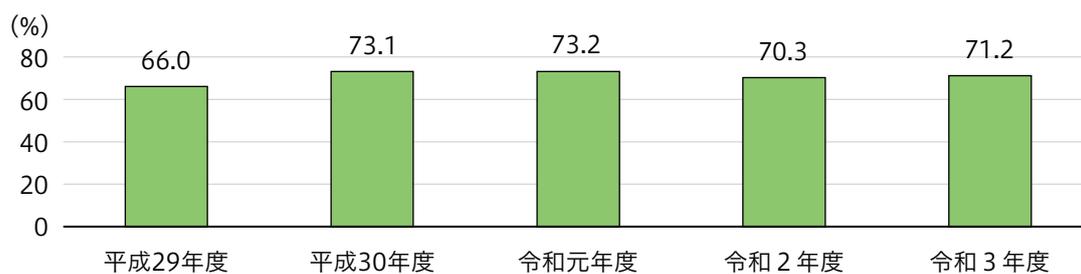
### 現 状

- 休日診療については、市内の医療機関が当番制で日曜日、祝日及び年末年始の午前中に診療などを実施しています。
- 乳幼児の休日夜間診療については、市内に対応できる医療機関が少ないため、専門の医療機関を受診するか、隣接市町村の医療機関を利用しています。
- 休日夜間の初期救急医療体制については、「いばらき県央地域連携中枢都市圏\*の形成に関する連携協約」に基づき、水戸市休日夜間緊急診療所及びいばらき県央地域連携中枢都市圏内の診療所の利用が可能になっています。また、重症救急患者については、水戸保健医療圏及び常陸太田・ひたちなか保健医療圏における救急医療二次病院において受入体制ができています。
- 市民アンケート\*によると、市民のうち67.6%はかかりつけ医を持っており、そのうちの25.0%が市内医療機関がかかりつけ医です。市外にかかりつけ医を持つ人が19.7%、また、市内市外の両方にかかりつけ医を持つ人が22.9%となっています。
- 国民健康保険は、平成30年度から県との共同運営となり、市は県へ事業費納付金を支払うことで安定した給付が行えるようになっていきます。
- 国民健康保険税の現年度の収納率は、年々少しずつ上昇しています。

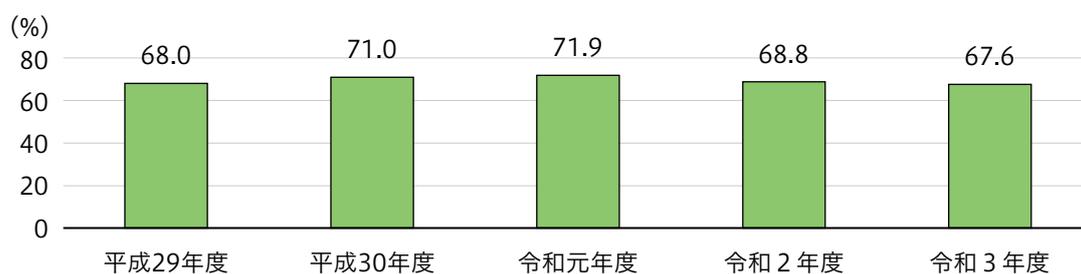
## 課題

- 市民の不安を払しょくするために、休日夜間の医療提供体制を引き続き確保していく必要があります。
- 気軽に相談や受診ができるかかりつけ医やかかりつけ薬局の重要性及び必要性について普及啓発を行う必要があります。
- 市において休日夜間救急医療体制を整備することは困難であるので、いばらき県央地域連携中枢都市圏\*の構成市町村の休日夜間緊急診療所や、水戸保健医療圏及び常陸太田・ひたちなか保健医療圏における救急医療協力機関と連携を強化していくことにより、医療環境の充実を図っていく必要があります。
- 国民健康保険や後期高齢者医療保険を安定的に運営できるように、効率的な事業運営を図るとともに、ジェネリック医薬品\*の利用を促進するなど医療費の適正化を図る必要があります。
- 適正な保険税率の設定などを行い、収納率向上に努め国民健康保険財政の健全化に取り組む必要があります。また、将来的な県内の保険料水準の統一に向けた検討を行う必要があります。

### 必要なときに適切な医療が受けられると思っている市民の割合



### かかりつけ医を持っている市民の割合



## 施策の目的と成果指標

**対 象** 市民

**意 図** 必要なときに適切な医療が受けられる

成果指標	現状値 (令和3年度)	中間目標値 (令和7年度)	目標値 (令和9年度)
必要なときに適切な医療が受けられる と思っている市民の割合	71.2%	70.0%	75.0%
かかりつけ医を持っている市民の割合	67.6%	70.0%	75.0%

## 基本事業と方針、主な現事務事業

### 基本事業1 地域医療と救急医療体制の充実

#### 方針

- 休日診療を実施している医療機関に対して、医師の充実などにより、診療を継続実施するよう要請します。
- いばらき県央地域連携中枢都市圏\*において、構成市町村と連携しながら、休日夜間の初期救急医療体制の充実、医師や看護師などの確保に向けた取組を進めます。
- 「水戸保健医療圏」「常陸太田・ひたちなか保健医療圏」の救急医療二次病院に運営費の一部補助を行い、重症救急患者の受入れ医療機関を確保します。
- 自らの健康管理として、かかりつけ医やかかりつけ薬局を持つことの必要性を働きかけます。

#### 主な現事務事業

- ・ 休日診療委託事業
- ・ 救急医療二次病院制運営事業

## 基本事業 2 | 健康保険制度の安定運営

### 方針

- 国民健康保険制度や後期高齢者医療制度の周知を図るとともに、保険税及び保険料の収納率向上に努めます。
- 県及び県内の他市町村と共同で国民健康保険を運営し、財政基盤の安定化や事務の効率化を図ります。
- ジェネリック医薬品\*の利用促進やレセプト\*点検の強化などにより、医療費の抑制及び適正化を図ります。

### 主な現事務事業

- ・ 国民健康保険趣旨普及事業
- ・ 国民健康保険事務

序  
論

基本  
計画

序  
章

第  
1  
章

第  
2  
章

第  
3  
章

第  
4  
章

第  
5  
章

第  
6  
章

資  
料  
編

## 施策

## 6

# 健康で生きがいを持って 暮らせる保健体制の充実を図る



## 前期基本計画の取組

- 感染症のまん延や重症化を防ぐため、予防接種の接種率の向上を図りました。
- 新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、関係機関と連携しながら予防接種を含め、感染症予防対策を進めました。
- 疾病の早期発見のため、各種健康診査の必要性について周知するとともに、受診しやすい体制づくりや健康診査後の保健指導の充実に努めました。特に糖尿病の重症化予防については、医師会などとの連携を強化しました。
- がんを早期発見するため、国や県のがん対策推進事業に沿って、がん検診の受診啓発を図りました。
- 各年代に応じた多くの市民が、健康づくりに関する相談体制、体力づくり又は健康づくりに関する各種教室に参加できるよう充実を図りました。
- 健康づくりのために食生活改善などの普及啓発を図る市民活動団体と連携し、家庭や地域における健康意識の向上を図りました。
- 精神疾患について、正しい知識を持ち理解を促すための啓発活動を行い、家庭や地域、職場などにおいて、心の健康を守る意識を広めました。
- こころの問題についての相談を早期にできるよう相談窓口の周知を図るとともに、精神科の医療機関と連携して適切な医療につながるよう支援しました。
- 自殺予防対策として、講演会や講習会を開催して普及啓発を行うとともに、専門の相談機関につながるができるゲートキーパー\*を養成しました。

## 現 状

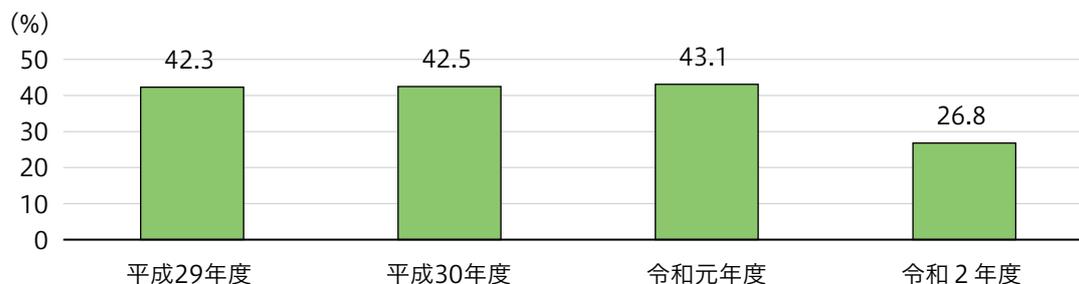
- 新型コロナウイルス感染症の流行の影響により、各種取組の参加者数が5年前よりも低下したり、取組自体が制限されたりするものもあります。
- 特定健康診査受診率は26%台で推移しています。受診率の向上を図るため、特定健康診査を受けずに人間ドックなどを受けた人に助成金を交付しています。
- 令和2年度の特定保健指導実施率は、51.6%となっています。
- 効果的及び効率的な保健事業の展開のために、受診率向上のための未受診者対策や、健康診査の結果に応じて優先順位を明らかにし保健指導を実施しています。
- 令和3年度からは、高齢者が地域で自立した生活が長く送れるように「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」に取り組んでいます。
- 健康寿命の延伸のため、生涯を通じて生活習慣病予防体制の強化に取り組んでいますが、食生活などの生活スタイルにも変化が出ていることで今後に影響が出る可能性があります。
- 各種教室やスポーツイベントなどを活用し、体力づくりや健康づくりにつなげていますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、各種教室、イベントなどの開催も制限され、体力づくりや健康づくりのための取組が制限される状況となっています。

- 令和2年度以降は、経済的不安からくるストレスと考えられる精神的な相談が、関係機関との連携の中で多く寄せられています。

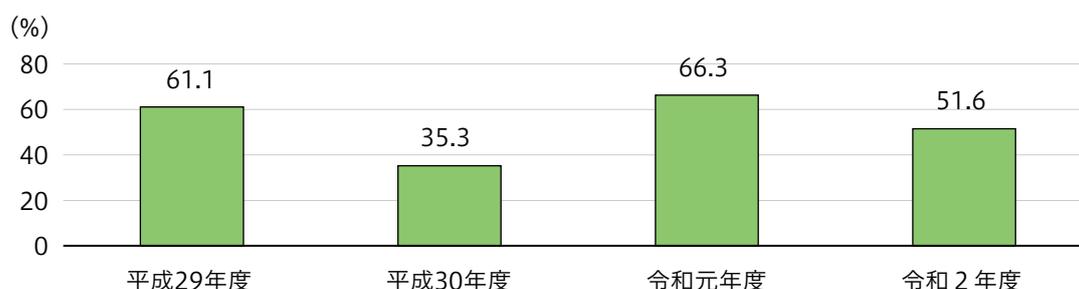
## 課題

- 特定健康診査受診率は新型コロナウイルス感染症の影響により低下しましたが、そのまま健診離れにならないよう健康診査の必要性について、広く周知啓発などを図る必要があります。
- 健康診査の結果により対象者にあった必要な保健指導に努めています。保健指導につながらない事例の対応策を検討する必要があります。さらに、かかりつけ医との連携を図るとともに、「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づき、糖尿病に伴う腎臓病、心筋梗塞、脳梗塞などの重症化予防に取り組む必要があります。
- 定期予防接種の更なる接種率向上のため、未接種者の把握と接種勧奨を強化する必要があります。
- 健康寿命の延伸のため、高齢者の特性を踏まえ効果的な取組を実施する必要があります。
- 健康の維持やロコモティブシンドローム\*対策に、適度な運動は有効性が高いため、各種スポーツ教室などの活用に加え、日常生活の中で体を動かすことなどを啓発していく必要があります。
- こころの問題については、地域全体で問題意識を持つ必要があるため、相談窓口の周知と正しい知識の啓発に努める必要があります。

### 特定健康診査受診率



### 特定保健指導実施率



## 健康であると感じている市民の割合



## 施策の目的と成果指標

**対象** 市民

**意図** 自らの健康に留意し、健康な状態を維持する

## 成果指標

成果指標	現状値	中間目標値 (令和7年度)	目標値 (令和9年度)
特定健康診査受診率	26.8% (令和2年度)	60.0%	60.0%
特定保健指導実施率	51.6% (令和2年度)	67.0%	67.0%
健康であると感じている市民の割合	74.7% (令和3年度)	79.5%	82.0%

## 基本事業と方針、主な現事務事業

## 基本事業1 各種健康診査と予防事業の推進

## 方針

- 疾病の早期発見のため、各種健康診査の必要性について周知を図るとともに、受診しやすい体制づくりに努めます。生活習慣病の重症化予防については、医師会などとの連携を強化します。
- 健康診査後の保健指導を着実に実施するために、同日に保健指導を行うなど体制の充実を図ります。
- がんを早期に発見するため、国や県のがん対策推進事業に沿って、がん検診の受診啓発を図ります。
- 新型コロナウイルス感染症対策については、まん延を防止するため、予防接種や感染予防策の周知に努めるとともに、関係機関と連携して、具体的な対応策を検討します。

## 主な現事務事業

- ・各種健康診査事業
- ・特定健康診査等事業
- ・予防接種事業

## 基本事業2 | 健康づくりの推進

### 方針

- 市健康増進計画に基づき、生涯を通した生活習慣病予防の取組を進めます。
- より多くの市民が健康づくりに関する各種教室に参加するよう努めるとともに、各年代に応じた健康に関する相談体制の充実を図ります。
- 健康づくり食生活改善などに取り組む市民活動団体と連携して、家庭や地域における健康意識の向上を図ります。
- 健全な心身を培い、豊かな人間性を育むため、食生活環境の変化に応じた食育の施策を推進します。
- 健康寿命の延伸のため、高齢者を対象に生活習慣病重症化予防を含めたフレイル\*予防を目的として保健指導や健康教育、健康相談を実施します。

### 主な現事務事業

- ・高齢者健康づくり推進事業
- ・各種健康相談事業
- ・団体補助事業（市食生活改善推進員協議会）

## 基本事業3 | 心の健康の啓発

### 方針

- 精神疾患について、正しい知識を持ち理解を促すための啓発活動を行い、家庭や地域、職場などにおいて、心の健康を守る意識を広めます。
- 心の問題についての相談に早期に対応できるように、市社会福祉協議会、保健所、精神保健福祉センターなどの相談窓口について周知を図るとともに、精神科の医療機関と連携して適切な医療につながるよう支援します。
- 自殺を未然に防止するため、家庭や地域、職場でできる取組について、普及啓発を図ります。

### 主な現事務事業

- ・各種健康相談事業
- ・地域自殺対策強化事業

## 関連する市の計画

市健康増進計画（平成30年度～令和5年度）

第2期データヘルス計画・第3期特定健康診査等実施計画（平成30年度～令和5年度）

市いのちを支える自殺対策計画（令和2年度～令和5年度）



健康講座



健康診査受付の様子

